

# 兵庫県公報

平成27年2月27日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第3号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	伊丹西野第6住宅	伊丹市西野8丁目	126戸
	伊丹野間住宅	伊丹市野間北4丁目	117戸

2 次の県営住宅の駐車場を整備し、名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額 の限度額
三田高次鉄筋住宅駐車場	三田市高次	7,200円
三田高次テラス住宅駐車場	三田市高次	7,200円

3 老朽化に伴い、次の特別賃貸県営住宅を用途廃止することとした。

特別賃貸簡易耐火住宅 1団地 4戸

4 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 7団地 7戸

普通中層耐火住宅 5団地 17戸

## 規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月27日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第3号

#### 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

167	24	伊丹西野第6住宅	伊丹市西野8丁目	11階建	22	0.7174	37,700
					39	0.9476	51,600
					27	0.9848	51,600

					30	1.1288	61,400
					8	1.2910	70,100
168	25	伊丹野間住宅	伊丹市野間北4丁目	9階建	35	0.7377	42,100
					16	0.9755	57,800
					43	1.0126	57,800
					16	1.1620	68,800
					7	1.3290	78,700

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款2の項中

「

		円
1	0.5312	38,600
1	0.5312	39,000

」

を

「

		円
1	0.5312	39,000

」

に改め、同款5の項中

「

2	0.7055	45,000
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7055	45,000
---	--------	--------

」

に改め、同款36の項中

「

1	0.8312	56,300
1	0.8312	56,800

」

を

「

1	0.8312	56,300
---	--------	--------

」

に改め、同款45の項及び46の項を次のように改める。

45	削除
46	削除

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款59の項中

「

1	0.9643	67,200
2	0.9643	68,700

を

2	0.9643	68,700
---	--------	--------

に改め、同款99の項を次のように改める。

99	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款4の項中

1	0.3829	39,600
1	0.3829	39,900

を

1	0.3829	39,900
---	--------	--------

に改め、同款9の項中

1	0.7687	50,900
1	0.7687	52,100

を

1	0.7687	50,900
---	--------	--------

に改め、同款24の項を次のように改める。

24	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款30の項中

2	0.3997	40,700
---	--------	--------

を

1	0.3997	40,700
---	--------	--------

に改め、同款101の項を次のように改める。

101	削除	
-----	----	--

別表第3特別貸貸簡易耐火住宅の項戸数の欄中「8」を「4」に改める。

別表第5 三田大池住宅駐車場の項の次に次のように加える。

三田高次鉄筋住宅駐車場	三田市高次	7,200
三田高次テラス住宅駐車場	三田市高次	7,200

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年兵庫県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中

「

166	24	明石松が丘住宅	明石市松が丘1丁目	11階建	5	0.6709	43,000
					27	0.8917	59,300
					32	0.9254	59,300
					21	1.0444	69,400
					9	1.1922	79,300

」

を

「

166	24	明石松が丘住宅	明石市松が丘1丁目	11階建	5	0.6709	43,000
					27	0.8917	59,300
					32	0.9254	59,300
					21	1.0444	69,400
					9	1.1922	79,300
167	24	伊丹西野第6住宅	伊丹市西野8丁目	11階建	22	0.7146	37,700
					39	0.9439	51,600
					27	0.9809	51,600
					30	1.1244	61,400
					8	1.2860	70,100
168	25	伊丹野間住宅	伊丹市野間北4丁目	9階建	35	0.7348	42,400
					16	0.9717	58,200
					43	1.0087	58,200
					16	1.1575	69,300
					7	1.3238	79,300

」

に、

「

1	8	12	42	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建	1	0.5312	円 38,600
							1	0.5312	39,000

」

を

「

1	8	12	42	布引住宅	神戸市中央区布引町 3丁目	10階建	1	0.5312	39,000	円
---	---	----	----	------	------------------	------	---	--------	--------	---

」

に、

「

4	8	12	48	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台 4丁目	14階建	1	0.4928	32,000
							1	0.4928	32,200
							1	0.4928	32,500
							2	0.7055	45,000
							1	0.7055	45,500
							1	0.7083	45,000
							1	0.7083	45,500

」

を

「

4	8	12	48	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台 4丁目	14階建	1	0.4928	32,000
							1	0.4928	32,200
							1	0.4928	32,500
							1	0.7055	45,000
							1	0.7055	45,500
							1	0.7083	45,000
							1	0.7083	45,500

」

に、

「

34	9	8	52	新長田駅前住宅	神戸市長田区若松町 5丁目	23階建	1	0.8312	56,300
							1	0.8312	56,800
							1	0.8312	57,300

」

を

「

34	9	8	52	新長田駅前住宅	神戸市長田区若松町 5丁目	23階建	1	0.8312	56,300
							1	0.8312	57,300

」

に、

「

43	9	9	46	鈴蘭台第4住宅	神戸市北区南五葉1 丁目	10階建	1	0.6476	43,200
----	---	---	----	---------	-----------------	------	---	--------	--------

」

44	9	10	56	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.9876	70,200
----	---	----	----	------------	---------------	------	---	--------	--------

を「

43	削除								
44	削除								

に、「

57	10	4	55	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.9643	67,200
							2	0.9643	68,700
							1	0.9842	67,400
							1	0.9873	65,400
							1	0.9904	65,800
							1	1.0088	66,600
							1	1.0580	66,300
							1	1.0610	72,200
							1	1.0610	73,300

を「

57	10	4	55	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	2	0.9643	68,700
							1	0.9842	67,400
							1	0.9873	65,400
							1	0.9904	65,800
							1	1.0088	66,600
							1	1.0580	66,300
							1	1.0610	72,200
							1	1.0610	73,300

に、「

93	11	3	42	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建	1	0.7534	55,700
----	----	---	----	------	--------------	------	---	--------	--------

を「

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

93	削除
----	----

に、  
「

4	8	12	42	明石舞子住宅	明石市松が丘2丁目	5階建	1	0.3829	39,600
							1	0.3829	39,900
							1	0.3829	41,000

を  
「

4	8	12	42	明石舞子住宅	明石市松が丘2丁目	5階建	1	0.3829	39,900
							1	0.3829	41,000

に、  
「

9	8	12	52	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	5階建	1	0.7687	50,900
							1	0.7687	52,100
							1	0.7687	52,800

を  
「

9	8	12	52	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	5階建	1	0.7687	50,900
							1	0.7687	52,800

に、  
「

23	9	3	45	鈴蘭台第1住宅	神戸市北区北五葉7丁目	5階建	1	0.6840	41,600
----	---	---	----	---------	-------------	-----	---	--------	--------

を  
「

23	削除
----	----

に、  
「

28	9	6	44	明石舞子住宅	明石市松が丘4丁目	5階建	1	0.3545	38,700
							2	0.3997	40,700
							2	0.3997	43,200
							1	0.3997	43,800
							1	0.4180	42,100

を  
「

28	9	6	44	明石舞子住宅	明石市松が丘4丁目	5階建	1	0.3545	38,700
							1	0.3997	40,700
							2	0.3997	43,200
							1	0.3997	43,800
							1	0.4180	42,100

」

に、  
「

90	16	6	5	インペリアル樋ノ口住宅	宝塚市安倉南3丁目	5階建	13	1.0195	94,700
----	----	---	---	-------------	-----------	-----	----	--------	--------

」

を  
「

90	削除								
----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。